

平成28年第5回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	平成28年11月30日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成28年11月30日 午前9時				議長 西原 好文
	閉 会	平成28年11月30日 午前9時58分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	淵 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	淵 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成28年11月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第47号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第49号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第50号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第51号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第52号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第53号 平成28年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第5回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において金丸祐樹君、淵上正昭君、田中宏之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第9 議案第47号～議案第53号

○西原好文議長

日程第3. 議案第47号から日程第9. 議案第53号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。

○議会事務局長(三溝秀行)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

皆さんおはようございます。私から今議会に提案をいたしております議案の提案理由について御説明を申し上げます。

今議会で提案をいたしております議案第47号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第53号 平成28年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)まで、計7件いずれにつきましても、江北町の一般職及び特別職の職員並びに議員の給与及び報酬改定を行うためのものです。

本町の一般職の給与につきましては、県内他市町と同様に佐賀県人事委員会の勧告を踏まえ、改定を行っているところであります。本年10月11日、佐賀県人事委員会勧告が行われ、月例給については0.065%の引き下げ、逆に、期末勤勉手当については0.1月分の引き上げ、また、あわせて配偶者の扶養手当の額をほかの扶養手当と同額まで減額し、子供の扶養手当を引き上げるとの勧告が行われたところであります。この勧告を受けまして、今回、江北町の一般職の職員の給与について改定を行うものであります。

また、特別職の職員及び議員の給与については、これまで本町の一般職職員の給与に準じて改定を行ってまいりましたが、今回改めて県内市町の状況を調査いたしましたところ、他の市町におきましては、国の指定職職員に準じた改定を行っているということが判明いたしました。つきましては、今回から本町におきましても、県内他市町と同様に国の指定職職員

と同様の取り扱いを行いたいと考えております。

この国の指定職職員につきましては、8月8日に人事院勧告が行われまして、国家公務員の給与の改定や扶養手当の見直し等が勧告がなされましたけれども、その中において、指定職職員の特別給の支給月数が3.25月分とされたことによりまして、今回、江北町議員及び江北町特別職職員の特別給を改定するものであります。

今回提案しております議案のうち、議案第50号から53号につきましては、この改定に伴う人件費等の補正であります。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第47号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第47号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

まず1ページから行きますけれども、まず最初に、これは私のちょっと思い違いかもわかりませんが、江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と。中身は期末手当についてだと思えるんですけども、これまで「条例（案）」という文言、括弧についていたと思えるんですけども、今回はこれ、「（案）」というのはいませんけれども、これまでと変わらないですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

この条例の上げ方ですけども、恐らく9月から変わっていたと思います。

この分につきましては、この条例の分を議案として提出するというふうなことで、まず、議案第47号を上程するというので、1ページ目の中段のところにありますけれども、「上記の議案を提出する。」というふうなことで、この条例自体を議案として提出するために「（案）」というものを消しております。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと後でまた調べてほしいと思いますけれども、「(案)」というふうを書くのが本当じゃないかというふうに思いますけれども、9月から変わったということが、9月は私、気づいておりませんでしたので、これまではずっと「(案)」という形で提案されていたんじゃないかということをもまず1つ確認した上でちょっと質問します。

これは、特別職のことも含めてですけれども、国の人事院勧告に基づいた改定と、提案というふうに思いますけれども、それは間違いないですかね。

それと、国の人事院勧告に地方のこういう改定というのは、必ずしも従う必要はないんじゃないかと思いますが、そういう認識でいいですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

必ずしも人事院の勧告に従う必要はございません。ただ、自治体が給与等を見直す場合には、国、その他の地方公共団体並びに民間等の給与等を考慮して定めるというふうになっておりますので、そういうことで、人事院や佐賀県人事委員会の勧告をもとに給与の改定を行っているところであります。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今回の改定については、非常に複雑になっていて読みにくかったわけですがけれども、第1条の理解ですがけれども、これについては、12月1日からの改定ということで期末手当を引き上げるということで、これは今回、12月1日からの実施となっております。2条は、これは来年の4月1日からの実施というふうになっておりますね。

そこでお聞きしたいんですけれども、この期末手当、12月1日の改定で、これは議員の期末手当というふうに思いますけれども、これがどれぐらい増額されるのか。それと、来年度の4月1日からの増額ということになりますけれども、年間でこれまでと比べてどれだけの増額となるのか。その増額の分をお聞きしたいのと、この議案資料を読んでいって気づいた点ですがけれども、現行と、それから改正案が出ております。これは12月に支給する場合にお

いての数字ですけれども、これが167.5から172.5というふうに変わります。

それと、私はもう一つ、この資料の中で、現行と比較して、現行に対して来年4月1日からの改正案というのを出してありますけれども、これは、この資料の表の中には載っておりません。それで思ったことなんですけれども、今回12月1日の改定では、6月支給の場合が152.5、それから12月支給の場合が172.5という修正がされますけれども、そしてそれが、来年の4月1日からは155と170という数字が出ますね。そこで私が気づいた点ですけれども、この4月1日からの改定の数字が、今回の改定で提案された数字となぜ変わっているのか。何か私の質問はわかりにくいですかね。そしたら、まず金額だけをもう聞きましょうか……

○西原好文議長

土渕議員、2つ目の質問された金額から、まず説明を受けましょうかね。（「そうですね、はいはい、お願いします」と呼ぶ者あり）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

今回の0.05月分の引き上げの場合、差額につきましては、大体これは職によって違いますけれども、7,300円から9,300円の間ぐらいになります。（「今ちょっと違うんじゃないですか。議員の期末手当について聞いていますけど」と呼ぶ者あり）議員の期末手当につきましても、先ほど言いましたように、議長、副議長、委員長、議員、おのおの違います。金額にすれば、大体7,300円から9,300円の間というふうになっております。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

それは、今言われたのは1人当たりということですよ。そうじゃなくて、議員の10名分で幾ら、12月度で増額になるのかと。それから、来年度からの新たに実施される点で、年間、一人一人じゃなくて全体でどれぐらいの増額となるのかというのをお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

全体の金額につきましては、一般会計補正予算の事項別の明細の7ページに議員の期末手当の報酬については出てきております。15万1千円というふうなことであります。

○西原好文議長

それと、来年4月以降の年間のあれはわかりますか。答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

来年も仮にこの額でいきますと、同じように15万1千円となります。

以上です。

○西原好文議長

土渕議員、よろしいですか。土渕君。

○土渕茂勝議員

12月は15万1千円というのは、さっきここに給与費明細書の中に出ております。しかし、年間では、今言われた15万1千円じゃなくてもっとふえるんじゃないですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

第2条で、今回計上した分を平準化するというふうなことで152.5を155、172.5を170に改めますので、全体の額については他の市町と同様に合わせるということで月数についてはなっておりますので、金額はそのようになります。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

12月の支給は15万1千円というのはもう書いてありますからわかりますよね。来年度も同じというのはちょっとよくわかりませんが、6月支給と12月支給になりますので、少し違うんじゃないかと思えますけれども、15万1千円でいいんですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

土渕議員の平準化ということを使ったんですけれども、今度0.05ですか、12月に上がりますけれども、来年は6月がその半分ですね。12月にはまた0.025ですか。ですから、ことし上がった分は、ことしは12月に1回上がっているんですけれども、来年はそれを6月と12月に分けてしますから、この下の分が4月1日からは半分ずつになしますよということで、6

月もちょっと上げて、12月はその分は下げますよということですので、そこは、ことし差額があった部分と来年の差額の分は同じしこ上がるということですので、その辺わかるですかね。そういうことになっています。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

そしたら、結局、12月に上がった金額というのは、来年度もこれだけの金額になるということですね。そうすると、現在というのは、これまでと比較して来年度の4月1日から実施される議員の期末手当の金額の増額は15万1千円ということになるということですね。そのあたりはちょっとのみみだめていませんけど、そういうことになるんですね。

○西原好文議長

補足説明しますか。山田町長。

○町長（山田恭輔）

その前の御質問も含めてお答えをしたいと思います。

「(案)」を何でとったのかということなんですけど、実は今回、ほかの市町の状況も確認をいたしまして、「(案)」をつけているところが実は少なかったです。というのが、そもそもが議案なものですから、わざわざ条例そのものに「(案)」をつける必要はないという考え方のようでありまして、そういう意味であれば、私どもも、もともと議案として、それそのものが案なので、条例に一つ一つ「(案)」をつける必要はないんじゃないかということで、ほかの市町の状況を参考にして、実は「(案)」をとっております。もっと言うなら、「(案)」をとっただけじゃなくて、「について」というのも後ろについていたんですよ。議案そのものに「について」というのは入るのはふさわしくないということがありまして、今回、文言の整理をさせていただいた結果として、「(案)について」というものをとらせていただいたということでもあります。とるに当たっては、他の自治体の状況を参考にさせていただいております、というのが1つ。

それともう一つ、先ほど人事院勧告どおりにする必要ないんじゃないかということでありまして、それは御指摘のとおりであります。我々の職員の給与について定めがありますのは、地方公務員法の中に、職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間の均衡を失しないような配慮を行わなければ

らないというふうに書いてあります。そういうことがありまして、先ほど申し上げましたように、他の市町村の状況であるとか、国の状況であるとかということ参考にして決めさせていただいているということなんです、ただ、これはあくまでも一般職の話なんです。じゃ、我々、例えば特別職であるとか、議員の皆さん方の報酬についてはどうなっているのかというと、これは、今度は地方自治法に書いてあります。地方自治法に、議員の報酬であるとか特別職の報酬については条例で決めなさいよということが書いてあるだけであります。基本的には、報酬等の審議会というのを開いて、その御意見をいただいて報酬そのものについては決めるわけですけれども、今回は期末手当の支給月数ということなものですから、これについては、ほかの市町と同様の取り扱いをして、国の指定職員に準じてやろうじゃないかということであります。

ちなみに、地方自治法によりますと、期末手当も条例で定めれば出すことができるというふうに書いてあります。幸いといいましょうか、江北町では条例で期末手当を支給すると、特別職にしても議員の皆さんにしても、書いてあるから支給をされているというところであります。

それともう一つ、施行日のお話がありました。

この議案でいきますと、最終形は第2条なんです。ところが、第2条のようにするためには、今年度でいくと6月分を減らさんといかんようになります。ただ、不利益不遡及の原則というのがあります、不利益な措置については、さかのぼらないという法制上の原則があります。ということで、今年度の改定についても、さかのぼって6月分を減らすということできません。ということで、最終的には12月で今回まとめて改定をさせていただきますが、来年度以降、4月以降は、当初から想定をされていた支給月数どおりに6月と12月を支給させていただきたいということなものですから、1条と2条が分かれているということあります。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

金額のことはいいですけども、1条と2条との中で、2条をつくる必要はあったのかなと思ってるんですけども。というのは、2条では、第5条中の100分の152.5を100分の

155にすると。そして、100分の172.5を100分の170に改めると。これははっきり言って同じことですよ。そいけんが、現在の期末手当の第6条と今度の12月から実施のやつはここに改正案という形で比較して出されていますけれども、来年のやつは現行との関係で比較が出ていないからですね。ただ、条文としては出ておりますけれども、来年の4月1日から152.5を155とする必要があるのかどうか。それから、172.5を170にする必要というのは、これは特別な意味はないんじゃないかと思えますけれども、この2つ、こういうふうに分けた理由はどういうことですかね。これは数字的にはプラス・マイナス・ゼロなんですよ。だから、わざわざこういうふうに分けたのは、ただ案分というんですか、適当に分けたということですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず期末手当、特別給につきましては、基本的には前年の8月から今年度7月分の民間の特別給、ボーナスを参考に算定をするようになっております。そういうことで、特別給については1年分というふうなことで計算をいたしますが、ただ、先ほど町長が申しましたように、不利益不遡及の原則というのがあります。そういうふうなことになるれば、6月分の調整もする必要が出てきます。それをしないがために12月に一括して、今回、その月数分を上げるというふうなことでなっております。それとあわせて、第2条につきましては、先ほど言いましたように平準化と、期末の6月支給と12月支給を平準化するために、ここで、2条で調整をして、ある程度6月と12月の均衡をとるためにこういうふうな措置をとっているところであります。

○西原好文議長

補足説明をお願いします。山田町長。

○町長（山田恭輔）

加えて申し上げます。

結果的には、現在の1年間の支給月数からいくと0.05カ月分ふえます。ふえるんですが、来年度以降1年間でふやすためには、それを半分ずつ分けて0.25月ずつ、夏と冬に支給をするようにふやしますよということなんですよ。ただこれは、来年度は夏と冬2回あります

からそうさせていただきますが、今回はそれを1回でせんばいかんもんですから、ひとまず今年度は12月でまとめて上げさせていただきたいということです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第47号 江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第4. 議案第48号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第48号に対する質疑を求めます。質疑の方はございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

これについても、どれだけの増額になるのかということで、これも給与費明細書で、町長、副町長、それから教育長の分については10万4千円と。これは来年の1年間の増額、同じだということで確認していいですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長(田中盛方)

基本的には同じようになります。

それと、先ほどの答弁の中で、期末手当の支給を12月にする場合に、私がちょっと不利益不遡及というふうな言葉を使っておりましたが、今回、不利益不遡及という言葉については該当しないということで、ちょっとその分については訂正をさせていただきたいと思います。

○西原好文議長

土渕議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方はありませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

今回、人事院勧告に伴い、国の指定職員の期末手当の支給月数が引き上げられました。それを受けて、町の特別職、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当の支給月数を引き上げるものです。議員にかかわる条例の改定については、町議の場合、政務調査費なども支給されておらず、議員活動を充実させるためには必要な措置だと考えます。町長、副町長、教育長などの特別職については、公務員の給与体系の中で十分に厚い待遇となっております。条例を改正して引き上げる必要はないと考えます。

以上の理由で反対といたします。

○西原好文議長

次に、原案に賛成者の発言を求めますが、発言ありますか。9番池田君。

○池田和幸議員

それでは、議案第48号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての賛成討論をしたいと思います。

今回は議員、それから特別職の給与については、国の指定職員に準じた改定を行っているということが判明したということで町長からの提案理由に書かれています。そのため、県内他市町と同様に、国の指定職職員と同様な取り扱いをしたいということでありますので、それに賛成をしたいと思います。

○西原好文議長

ほかに討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立多数であります。よって、議案第48号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第5. 議案第49号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第49号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

職員に関する条例の改定ですけれども、これは3つほどあると思います。この前提になっているのは、佐賀県の人事委員会の、いわゆる県職に対する勧告、それに準じてということですので、必ずしもこの佐賀県の人事委員会の、それに従ってしなければならないということはないというふうに思いますけれども、その点はそういう理解でいいかどうか。そのことを前提にしてちょっとお聞きしますけれども、まず、民間給与との較差、普通は格差ですけれども、比較して高いということで月例給、いわゆる月給、基本給、それを0.065%引き下げると。この議案の資料を見ますと、大体100円から300円の間で基本給が引き下げられると。引き下げられることによって職員の給与の引き下げ分、総額で年間幾らになるのかというのを、まず1つお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

額については、個々の職員の積み上げはちょっと今のところ行っておりませんが、今回の勧告の内容を考えると、全体で約18万円程度が減額、少なくなるというふうに思われます。

○西原好文議長

土淵君、よろしいですか。土淵君。

○土淵茂勝議員

18万円ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に、勤勉手当についてお聞きしますけれども、勤勉手当というのは大体どういうものなのか。その基準というのが、この議案見ても数値が出されておりますけれども、勤勉手当というのはどういうものかというのを改めてお聞きしたいと思います。それで、勤勉手当の年間の増額分、それは幾らになるかをお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

勤勉手当の支給につきましては、基本となるものは給料でございます。給料に、あとは勤務をした期間、それと成績率を掛けて行うようになっております。

勤勉手当の全体の額につきましては255万2千円程度、職員全体では290万円程度になります。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

290万円の実質増ということでもいいですね。ただ、例えば残業手当とか期末手当、いろんな手当がありますが、この勤勉手当というのが、今、説明でもよくわかりませんが、もう一度、勤勉手当というのはどういうものなのか。数値が決まっていますよね。勤勉手当というのはどんな概念なのか、ちょっとよくわからないから改めてお聞きしますけれども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

勤勉手当の支給の根拠につきましては、先ほど言いましたように、給料がベースとなっております。給料に、あと従事した月数、期間です。それと、勤務をした成績の状態によって加算をいたします。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

町長、何かこの勤勉手当についての概念について、ちょっと今の説明ではよくわからない

んですけども、これがわかったら教えてほしいんですけども。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私が答えていいのかどうか、ちょっとあれですけど、期末勤勉手当という言い方をされますけど、勤勉手当というのは、一定期間に一定の勤務上の成績が良好であった者に対して支払われるものだというふうに理解をしております。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

そしたら、いわゆる管理職からの評価というのがそこに加わっているという理解でいいんですね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

一応、当然のことだと思います。勤勉手当については、優秀な方、つけるのは非常に難しいんでしょうけれども、一応皆さん、もう優秀な職員というふうなことで、勤勉手当はそういうことを出しているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

管理職の評価というのは集団でされているのかどうか、それとも、何か数値が決まっているのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

評価につきましては、江北町においては、平成22年度からですか、人事評価というのを施行を行ってきておりまして、ある程度、項目に基づいて個別に評価をいたしております。そ

の評価に基づいて成績率というのは出てきます。そういうことで、成績率というのは人事評価等をもとに出てきます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

それは、集団で評価委員会とか、そういうのがあるという理解でいいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それは集団ではなくて、個別に管理職が各課の職員を評価するということです。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

わかりました。

じゃ、次の問題に移りますけれども、いわゆる扶養手当の話ですけど、扶養手当については、配偶者に係る扶養手当1万3千円を半分の6,500円にして、そして子に係る手当、それまでは6,500円だったものを1万円にするという、条文を見てこういうふうに理解しましたけれども、扶養手当については、全体として引き下げになるのではないかと思いますけれども、町職員の扶養手当額がこの措置によってふえる人と減る人というのが出てくるといいますけれども、今回の扶養手当の措置、これは佐賀県の人事委員会でもこういう問題提起がされているのではなくて、国の制度としてこれは改定をされるのではないかと思いますけれども、その動機、この改定は佐賀県の人事委員会のあれではなくて、国の制度の中でこれが、先ほど言いましたように、国が扶養手当の配偶者手当を1万3千円から6,500円にして、そして、子供の手当を1万円にすると。子供の手当を1万円にするというのを国が決めたかどうかはちょっとよくわからないんですけども、だから、実質これは減るんじゃないかというふうに思いますけれども、どれぐらいの減額になるのか。あるいは減額になる職員の方が全体何人ぐらいいるのか、ふえる人が何人ぐらいいるのか。聞きたいのは、配偶者にかかわる扶養手当、いわゆる扶養手当の変更によって町職員の給与がふえるのか減るのかというのをちょっと知りたいからお聞きしております。わかったら教えてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

個々にふえるか減るかというところについては、ちょっと現在のところ調査をしておりません。ただ、扶養手当につきましては、人事委員会のほうで学識経験者による扶養手当のあり方に関する勉強会というのが開催をされております。この中で、扶養手当のあり方について検討をされております。人事委員会で勧告があったことに基づいて、国の人事院、佐賀県の人事委員会においても、それを踏まえて扶養手当については所要の見直しを行うというふうな勧告が出ておりますので、当町においても同じようにしております。

先ほど言いましたように、ふえる方、このケースによっては減る方もいらっしゃるかわかりません。ただ、子供を持つ家庭については、これはふえますので、ですから、全ての人が減るというわけではないということで今のところ理解をしております。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

仮に、職員の中で、奥さんが扶養になっている、子供が扶養になっている場合は、差し引き、奥さんの分が半分になって子供の手当が6,500円から1万円になったとしても実質3千円の減というふうになりますけれども、これは間違いはないですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

配偶者が1人、子供が1人というふうなことになりますと、先ほど議員のほうからおっしゃられたとおり、30年度以降は3千円減になるというふうなことになるかと思えます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

扶養手当については、実質減る可能性がある。ただ、今言われましたように、職員の中でどうなるのかというのは調べておられないということです。職員についてはいろんな形で

減ったりふえたりというふうにするので、全体がどうなるのかというのがよくわからないんですけど。

もう一つ、職員の期末手当についても年間どれぐらいふえるというふうになりますか、それとも減るのか。そのあたりは、減るというふうに言うたのは、いわゆる基本給、月例給が、いろんなやり方で減るので、減るのかなと、それとも、ふえるのかなと。職員の期末手当については、これまでと比較してふえるのか減るのか。減るとしたらどれぐらい減るのか、ふえるとしたらどれぐらいふえるのかをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

職員の期末手当が減るのは、先ほど何かのときにお話をしたかと思います。大体100円から300円の合い中で職員の給料というのは減ります。それにあわせて期末手当の分についても減りますので、全体としては、先ほど言いましたように、18万円程度が減るということがあります。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

期末手当は減るという理解でいいんですかね。この給与費明細書を見ますと、期末手当はマイナスというふうになっております。だから、この表を見る限り、一般職の場合、扶養手当と期末手当は減ります。そして、勤勉手当はふえます。

そこで、非常にどういう判断をしたらいいのかということで、25ページの一般職のところを見ますと、補正前と補正後の給与費のトータルが43万8千円ふえるというふうになっております。

そこで、ちょっとわかりにくくなってきたのは、今回の職員給与の改定の前提になっております佐賀県人事委員会の10月11日、県職員の給与についての勧告では、最初に、民間給与との較差、いわゆる比較して高いということで減らすとされていますけれども、実質見ますと、ふえるというふうになっております。そのあたりはどういうふうに理解していいのか。もちろん、私は減らすべきでないという立場で聞いております。いろんな組み合わせの中で

職員の給与は上がるという理解でいいのかどうか、そのところをちょっとお聞きしたいんですよ。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

今回ちょっとざっくり言えば、月給は減ると。ただ、ボーナスがふえるということなんですよね。トータルでいけば、当然、職員によって額は違いますけれども、わずかではあっても全体ではふえます。ただ、当然、例えば時間外勤務であるとか、先ほどから話があっている扶養手当等を除けば、いわゆる月給とボーナスだけで言えば、年間の収入はいずれかでもふえます。

以上であります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第49号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第6．議案第50号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第50号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立多数であります。よって、議案第50号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第4号)は原案どおり可決と決しました。

日程第7. 議案第51号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第51号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第51号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

日程第8. 議案第52号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第52号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第52号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

日程第9. 議案第53号 平成28年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案第53号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第53号 平成28年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決と決しました。

これをもって本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成28年第5回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成28年第5回江北町議会臨時会を閉会いたします。御起

立をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前 9 時 58 分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年11月30日

議 長 西 原 好 文

会議録署名議員 金 丸 祐 樹

会議録署名議員 渕 上 正 昭

会議録署名議員 田 中 宏 之

局 長 三 溝 秀 行

書 記 永 尾 史 子